

(PDF 版・5の1)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／3 聖書』「二十節 教会の中での権威——二 言葉のもとでの権威」

(文責・豊田忠義)

「二十節 教会の中での権威——二 言葉のもとでの権威」(249-283頁)

「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「権威と自由を持っている聖書の権威と自由に基礎づけられている」ところの、あくまでも「間接的・相対的・形式的な権威と自由として、徹頭徹尾、限界づけられている」「教会の権威〔人間的な権威〕」は、「出エジプト二〇にあるわたしはあなたの神、主であって、あなたをエジプトの地、奴隷の家から導き出した者である。あなたはわたしのほかに、なにもものをも神としてはならないという第一の命令の下で」、すなわち「この**第一の命令に限界づけられた下で**」、「**あなたの父と母を敬えから理解することができる**」。したがって、ここで「父と母を敬え」の意味するところは、中国時代ドラマでよく聞くことができる儒学者・孟子における「長幼の序」というような道徳法則のことではない。言い換えれば、そのことは、「父なる名の内三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方であるイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での「存在的なラチオ性」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業（・働き・行為）であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉である**イエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態**」（換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の**関係と構造（秩序性）**からして、「教会の宣教」が、その「教会の権威〔人間的な教育的権威〕」が、必然的に不可避的に、徹頭徹尾、「本来的に、また積極的に、決定的に、ただ直接的、内容的、絶対的な権威であるイエス・キリスト」と共に、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての、「啓示のしるし」としての、「しるしの権威」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉〔区別を包括した同一性〕」において現存している「聖書」を媒介・反復しなければならないということからして、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準・基準としなければならないということからして、そのことは、「**教会の宣教**」が、その「**教会の権威〔人間的な教育的権威〕**」が、**聖書を媒介・反復して、聖書を自らの思惟と語り行動における原理・規準・標準として、**

終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音の告白・証し・宣べ伝え）という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くところにあるというように理解することができる。

そのような訳で、「神への愛」——「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環における「隣人愛」は、通俗な意味での「隣人愛」のことではない。すなわち、人類史の尖端性として世界普遍性を獲得した西欧近代、「西欧思想」、「革命という西欧概念」、「人間、社会という西欧概念」が現在「危機」の中にあるとしても、それ故に世界が「危機」の中にあるとして、その社会構成——支配構成における通俗的な意味での「隣人愛」のことではない。イザベラ・バードの『日本奥地紀行』（吉本隆明の『アフリカの段階について 史観の拡張』も含む）によれば、明治期の「日本人たちを見て感じるのは墮落しているという印象である」、「わが西洋の大都会に何千という墮落した大衆がいる——彼らはキリスト教徒として生れ、洗礼を受け、クリスチャン・ネーム名をもらい、最後には聖なる墓地に葬られるが、アイヌの方がずっと高度で、ずっとりっぱな生活を送っている」、「ある一軒の家が焼け落ちた時には、村の男たちが総出でその家を建て直すことをならわしとしていた」、「彼らが使っている煙草入れや煙管入れを二ドル半で買いたいと言うと、それらは一ドル一〇セントの値打ちしかないから、その値段で売りたいと言った。儲けることはアイヌ人のならわしではなかった」、「彼らは雨宿りを頼むと、どんな貧乏な家でも、一番よい席を提供してくれる」、「彼らには互いに殺し合う激しい争乱の伝統がない〔軍事部門を立ち上げようとする意志、国家形成の意志をもたない〕」と述べている、換言すれば人類史の原型・母胎・母型としてのアフリカのアメリカインディアンの縄文的段階においては世界普遍性として存在していた〈内在の精神〉を温存させたアイヌの方がずっと高度で、ずっとりっぱな生活を送っている」、すなわち「彼らは善悪・道徳の観念、高度な宗教をもたないが、誠実、高貴、立派な生活を送っている」。「総体としてアイヌ人は純潔であり、他人に対して親切であり、正直で崇敬の念が厚く、老人に対して思いやりがある」と述べている。また、マルクスは、『資本主義的生産に先行する諸形態』で、半アジア・半西欧が混在していた「ロシア〔地域ロシア〕における共産主義的所有の形態は、それ自身、〔自然史の一部である人類史の自然史的過程における自然史的必然としての自然史的成果である〕諸発展の全

系列を経過した、前古代的な型〔人類史のギリシャ・ローマ的段階の前の人類史のアジア的段階の型〕のもっとも近代的な形態である」、「もしもロシアが世界において孤立しているとしたら、ロシアは、西ヨーロッパが原始共同社会の存在以来現状にいたるまでの長い一連の発展を経過してはじめて獲得した経済的征服を、独力でつくりあげなければならないであろう。（中略）しかし、……、ロシアは、〔人類史において世界普遍性を獲得した西欧〕近代の歴史的環境の中に存在し、より高い文化と時を同じくしており、資本主義的生産の支配している世界の市場と結合している。そこで、この生産様式〔交換価値論〕の肯定的成果をわがものにすることによって、ロシアは、その農村共同体のいまなお前古代的である形態〔人類史の原型・母胎・母型であるアフリカの段階の後の、また人類史のギリシャ・ローマ的段階の前の、農耕を経済的基盤とした人類史のアジア的段階における農耕村落共同体が育む相互扶助意識、相互扶助感情の形態〕を破壊しないで、それを発展させ変形することができる」と述べている。しかし、政治的領域における思想の問題と経済的領域における思想の問題を明確に提起できないところの、また「約束〔公約〕を守らないことは、大したことではない」と平然と言っているのけたり、「<日一米>主権国家間の相互利益の保持と協調のための交渉、協定に基づく外交を、<小泉——ブッシュ>個人間の相互同意に基づく交際である社交〔ブッシュの前で軽薄な明るいノリでエルビス・プレスリーの物真似をしている映像が流されていた〕と化して、〔重い問題である〕国連多国籍軍として自衛隊をイラクに派遣させた」ところの無能な世襲政治家・小泉純一郎と無能な大学経済学者・竹中平蔵は、あのマルクスのよき思惟と語り（思想）に耳を傾けて理解することをしないで、結局は国家を第一義（価値）とする経済的自由至上主義であり、至上市場主義経済化でしかないアメリカにおけるキリスト教も加担した新保守主義と結びついた小さな政府を目指す新自由主義をそのまま有難きものとして輸入し、そしてその新自由主義の下で<上から>の構造改革を行ったのであるが、その<上から>の改革は、政策的に失敗しただけでなく、最悪の結果をもたらしたのである。その最悪の結果は、日本の社会を安定させてきた一つの大きな要因である相互扶助意識に基づく終身雇用と年功序列型賃金というよき型を破壊してしまったために、非常に安定していた日本の社会を一気に不安定な社会にしてしまったという点にある。私の生活実感から言えば、それ以降、客観的に言って、社会も、職場も、殺伐としギスギスし始めたのである。

因みに、客観的な正当性と妥当性を持ったところの、大多数の被支配として的一般大衆・一般国民の側に立つという政治姿勢において、政治（権力）と金という「私利私欲の政治を正す」ことを目指した横糸勝仁は、2009年の第45回衆議院議員総選挙で、神奈川県第11区から立候補したが、横糸とは政治姿勢の違う自民党の世襲政治家・小泉進次郎の強固な地盤を崩せなかった。先ず以てここに、輪番制と無報酬で働く名誉職を基盤としていない擬制民主主義にしか過ぎない政党政治による議会制民主

主義における制度としての日本の政治と選挙の実態が垣間見える。そして、投票に行きわざわざ小泉に投票し小泉を当選させた選挙権者（有権者）は、長い目で見れば、自分で自分の首を絞めることになるだろうし、それとは逆に横条の方に投票した選挙権者（有権者）は向こう側から首を絞められることになるだろう。また、2016年7月の参院選でも、同じことが起こった。その参院選で東京選挙区から、横条は、「舛添要一前東京都知事の政治資金の私的流用疑惑で問題視された政治資金規正法の改正を訴え」、政治（権力）と金という「私利私欲の政治を正すために無所属無報酬で〔議員報酬ゼロ、無報酬を公約として〕戦っています。舛添氏に乗っかって、世論に迎合して掲げているわけではありません。現状があまりにもおかしいから、正さないといけないのです」という客観的な正当性と妥当性がある主張を掲げ出馬したにも拘らず、この選挙でも落選させられている。選挙権者（有権者）が、このような至極まともな政治家を目指している横条を当選させ育てていくのではなく、わざわざ落選させ政治家の道を絶たせてしまう時、大多数の被支配としての一般大衆・一般国民からは全くかけ離れたところで・かけ離れたことが・やりたい放題行われる政治（権力）と金の悪循環はいつまでも続いて行くに違いないのである。選挙権者（有権者）自らがこの悪循環を断ち切ろうとしない限り、例えば自衛隊員の必要数が確保されなくなった時には、日本が自由主義国家、民主主義国家、近代主義国家、政治的近代国家であれ、国家を第一義（価値）とする国家主義的なそれであるから、当然にも民族国家日本を守るためにという大義名分の下で徴兵制が導入されることは明らかである（そのような政治状況の中で、丸山穂高議員が、6月30日、自分の利害と自分と関わる利害共同性のためにだけ政治活動をしている国会議員のボーナスの額面は314万円であったということを暴露している、一生懸命働いても生活に困窮する多くの国民がいるということを知りながら、菅も大臣たちも保守政党の議員たちも野党政党の議員たちもボーナスの支給を辞退することはせずに受け取っているのである。丸山議員は、12月の時だったか、それ以外にも政党の方からの支給もあるというようなことも暴露していた）。そして、その悪循環の維持は、擬制民主主義にしか過ぎない政党政治による議会制民主主義における選挙を通して行われるのである。このような訳で、大多数の被支配としての一般大衆・一般国民のためのよき政治が行われるためには、職業政治家による政治ではなく、日和見主義の既存政党やNHKおよび朝日新聞等のメディアや様々な特定の利害共同性に依存することは決してしないところの、革命の究極的問題（最高綱領）と過渡的問題（最低綱領）とを明確に提起できているところの、また大多数の被支配としての一般大衆・一般国民のことを先ず以て第一義的に考え行動するところの、また大多数の被支配としての一般大衆・一般国民の生命や生活に関わる重要議案に関しては直接民主制によって彼らにどこまでも開いて行くところの、そしてトータルな世界認識の方法を持ったところの、構想力と指導力のある人々による〈輪番制〉と「国民全体の奉仕者」あるいは「住民全体の

奉仕者」として無報酬で働く〈名誉職〉における政治が一番よいことは確かなことである。横糸は、少なくとも自分でも行うことができるところの大多数の被支配としての一般大衆・一般国民のために無報酬で働く〈名誉職〉としての政治を目指していたとすることができる。

「レビー九・三二の言葉……あなたは白髪の人の前では、起立しなければならない。また老人を敬わなければならない。なぜならばあなたはあなたの神を恐れなければならないからである。なぜならばわたしは主であるからである」。この言葉は、最初の段落で述べたように、第三の形態の神の言葉である教会（そのすべての成員）は、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復して、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すべきことを意味している——「エレミヤ六・一六に出てくる予言者の言葉、主はこう言われる、『あなたがたは分かれ道に立って、よく見、〔主がその民を救われた〕いにしえの道につき、よい道がどれかを尋ねて、その道を歩み、そしてあなたがたの魂のために、安息を得よ』、ヨブ八・八に出てくるビルダテの言葉、先の代の人に問うてみよ、先祖たちの尋ねきわめた事を学べ」。「〔主がその民を救われた〕昔から導かれて行った道（「わたしは昔の日を思い、いにしえの年を思う詩篇七七・六）」、「よき道」を歩み——すなわち、あの「神の言葉の三形態」（聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）からして、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、聖書を媒介・反復して、聖書を自らの思惟と語り行動における原理・規準・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法）という連関と循環において、「地上的、歴史的な道を歩み、そしてあなたがたの魂のために、安息を得よ』、その「本来的な祝福の下で、父が子に……祭司が民全体に対して、与えることがゆるされ、与えるべきである人間的な祝福を祈る」、「願わくは主があなたを祝福し、あなたを守られるように、願わくは主がみ顔をもってあなたを照らし、あなたを恵まれるように、願わくは主がみ顔をあなたに向け、あなたに平安を賜るように（民数六・二二以下）」）。このような訳で、「よき道」の歩みは、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に対する他律的服従とその決断と態度という自律的服従との全体性において、「服従することに基礎づけられていると同時に、そのことにおいて限界づけられてもいる」。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会は、「神的な権威を持っていない」のであって、あくまでも「み言葉の下にあって〔起源的な第一の形態の

神の言葉の下にあって]、それであるから聖書の下にあって〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書の下にあって〕、それ故に「それへの服従の下にあって〔それへの他律的服従とそのことの決断と態度という自律的服従との全体性の下にあって〕」、「間接的・相対的・形式的な権威と自由として、徹頭徹尾、限界づけられた」「まことの権威〔人間的な教育的権威〕を持つし、行使することができるだけである」。言い換えれば、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会は、教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学の思惟と語りにおける原理・規準・標準としての「書物性」（客観的な対象性）を持つ第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉〔区別を包括した同一性〕」において現存している「聖書の権威と自由」に依拠してのみ、そうした「具体的な謙虚さを持った仕方で服従することによってのみ」、「間接的な、相対的な、形式的な」「まことの人間的な権威を持つし、行使することができるだけである」。その時だけ、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における「認識、行動、語り」は、「聖書の中で常に新しく教会と出会う神の言葉を通して、教会自身の宗教改革に向かって開かれているのである」。このような訳で、バルトにおける、キリストにあっての特別啓示、啓示の真理、「恵ミノ類比」（啓示の類比・信仰の類比・関係の類比）、啓示神学の立場に立脚した概念構成は、教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における「認識、行動、語り」が、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、宗教改革に向かって開かれているのである。この意味でも、バルトは最後の宗教改革者である。最後の宗教改革者としてのバルトについては、(PDF版・その9)「ルターの「律法と福音」理解に対する根本的包括的な原理的な差異としてのバルトの『福音と律法』」を参照されたし。あの「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)からして、徹頭徹尾、「間接的・相対的・形式的な権威と自由として、徹頭徹尾、限界づけられている」第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の権威」は、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「権威と自由を持っている聖書の権威〔固有な権威〕と自由に基礎づけられているのである」。何故ならば、第二の形態の神の言葉である「預言者および使徒たちと〔三位相互内在性〕における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方である〕イエス・キリストとの出会いの直接性における直接的、絶対的、内容的な権威と自由」——すなわち「イエスの弟子たちがキリストの後に従う随従」は、「直接的な唯一回の特別なそれであるから、繰り返され得ないものである」からである。

三位一体の唯一の「啓示の類比」としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神

の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の**関係と構造（秩序性）**からして、その秩序性における第三の形態の神の言葉である全く人間的な「**教会の服従**」は、「人間の間、両親と子供、目上のものと目下のものの**関係における被造物的服従という自然的秩序を通して得られるところのそれではない**」。「ローマ・カトリック主義」や「近代主義的プロテスタント主義」等における一般的啓示、一般的真理、「存在の類比」、自然神学を通して得られるところのそれではない。

自己自身である神（ご自身の中での神）としての対自的であって対他的な、自在であって他在な、完全に自由な、聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われない単一性」・神性・永遠性を本質とする「父なる名の内三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・「起源」としての「父は、子として自分を自分から区別するし、自己啓示する神として自分自身が根源〔・起源〕である」、それ故に「その区別された子は、父が根源〔・起源〕であり」、「神的愛に基づく父と子の交わりである聖霊は父と子が根源〔・起源〕である」、この神は「子の中で創造主として、われわれの父として自己啓示する」、それ故に自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「三位一体の神」の、われわれのための神としての「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中で三度別様な三つの存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動）における起源的な第一の存在の仕方である「父だけが創造主なのではなく子と霊も創造主である」、それ故にまた「父も創造主であるばかりでなく、〔その第二の存在の仕方である〕子に関わる和解主であり、〔その第三の存在の仕方である——すなわち、「神的愛に基づく父と子の交わりの中で」、「父は子の父、言葉の語り手であり」、「子は父の子、語り手の言葉である」聖霊に関わる救済主である」。したがって、三位一体の根本命題に即して理解すれば、「父なる神」は、「創造主としての神である」——この「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「失われない単一性・神性・永遠性の認識を保証するのは」、「父なる名の内三位一体的特殊性の認識」・「三位相互内在性の認識」、神自身においてのみ実在であり真理である区別を包括した「自己同一性の認識にある」。「教義学的な合理主義を明確に否定」し、キリストにあつての特別啓示、啓示の真理、「恵ミノ類比」（啓示の類比・信仰の類比・関係の類比）、啓示神学の立場に立脚したバルトは、われわれ「内被造世界での、……父という呼び名は確かに真実である」が、「非本来的なものであり、神の内三位一体的父の名の力と威厳に依存しているものとして理解されなければならない」と述べている。「父であるということは先ず第一に地上にあるのではなく、先ず第一に天上にあり、先ず第一に人間の間にあるのではなく、先ず第一に神ご自身の中にあるというように」、「教会の権威」は、「イエス・キリストの中で啓示されたこの天的で、神的な父であることの反射

であって、何かある一つの被造物的な父であることの反射であるのではない……」。

「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストにおける「啓示と〔制度としての組織としての建造物としての教会がではなくて、あくまでもイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である〕**教会が存在するがゆえに、家族と国家があるのであって、決してその逆ではない**」。したがって、「万一教会がしるし的な、人間的な**権威**〔聖書を媒介・反復することを通じた人間的な教育的権威〕の代わりに、本質的な**神的権威**であり、本質的な**神的権威**を行使しようと欲するならば、**教會的な権威は直ちに自分自身の中で瓦解してしまわなければならない**。「われわれを支配し、われわれに指示を与えるものだけが、**靈的な父である、靈的な権威、固有な威厳である**」、「**本来的な、起源的な、原型的な、模範的な権威である**」。したがって、「**家族および国家の秩序**」（自然的秩序）は、「**人間的な、間接的な、相対的な、形式的な教会の権威の模倣である時に**」、「その自然的秩序における人間的なほんとうの**権威、まことの権威を持つことができる**」。したがって、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「**教会の存在と現状**」が、あの「**神の言葉の三形態**」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続した**純粹な教えとしてのキリストの「福音から考え・行動し・処理されている**ということ

を語っていないならば、**教会の説教も福音宣教も虚しいものとなるであろう**し、「**教会みずから**」が、「**その行為と態度によって、自己の内なる政治を、この使信に合わせてゆくことを全然考えないとしたならば、どうして世は、王とその御国の使信を信ずるであろうか**」、すなわち「**教会みずから**」が、あの「**神の言葉の三形態**」の関係と構造（秩序性）を「**わがまま勝手に**」恣意的独断的に**揚棄し越権して、「聖書の権威と自由を剥奪**」し、「**聖書の権威と自由を相対化**」し、第三の形態の神の言葉である「**教会の権威**〔教育的な人間的権威〕」とイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命された預言者および使徒たちのその人間性と共に神性を賦与され装備された「**イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教**」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」として現存している「**聖書の権威**」を「**等置し、同一視して**」、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「**教会が〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉**」にいて現存している〕**聖書を支配する**」ならば、「**どうして世は、王とその御国の使信を信ずるであろうか**」。言い換えれば、イエス・キリストが、われわれ人間に対して、第二の形態の神の言葉である聖書およびその聖書を自らの思惟と語りにおける原理・基準・標準とした（聖書を媒介・反復した）第三の形態の神の言葉である教会の宣教を通して「**同時的となる時と所、『神われらと共に』が神ご自身によってわれわれに語られるところにおいては**」、われわれは「**神の支配のもとに入る**」

ということ、世、歴史、社会は、その中でキリストが生まれ、死に、甦られたところの世、歴史、社会である」ということを、「自然の光の中でではなく、恵みの光の中で、それ自身で閉じられ、かくまわれた世俗性は存在せず、ただ神の言葉、福音、神の要求、判定〔審判、裁き〕、祝福によって問いに付され、ただ暫時的にだけ、ただ限界の中でだけ、それ自身の法則性とそれ自身の神々に委ねられた世俗性があるだけである」ということを、教会が全然考えないとしたならば、それ故に「(中略)キリスト者は、政治生活において神の正義が人間によって誤認され・蹂躪される場合にも、神の正義は、……天地の一切の力が与えられているイエスの苦しみのゆえに、優越しているということを〔教会が承認し〕確信」していなとしたならば、それ故にまた教会が、ローマ帝国のユダヤ属州総督、法的政治的国家権力としての「ピラトのともがらと成る」としたならば、すなわち観念の共同性を本質とする法的政策的な国家の言語のともがらと成るとしたならば、それ故にまた「福音が純粹ニ教エラレ、聖礼典が正シク執行サレルということがなされないままに」、「礼拝改革とか、キリスト教教育とか、教会と国家および社会との関係とか、国際間の教會的な相互理解というような領域で」、「何か真剣なことを企て遂行してゆくことができる」としたならば、「どうして世は、王とその御国の使信を信ずるであろうか」(『キリスト者共同体と市民共同体』、『教義学要綱』)。様々な、党派、国家、政党、教派、生産部門や流通部門等の主的従的企業、日和見主義のNHKや朝日新聞等のすべてのメディア、教育機関、研究機関、制度としての組織としての建造物としての教会を含めた宗教組織、その組織性における主義や主張等が現存しているのであるが、その組織性を構成する者たちが、平然と、その「組織性の後光をかぶせて」嘘を誤解を誤謬を曲解を語ることが行われるということが多々あることからして、そのような組織性は客観的な正当性と妥当性の規準・法廷・審判者ではないという認識と自覚が肝要なのである。

「ただ神の言葉を通してわれわれを支配し、われわれに指示を与えるものだけが、靈的な父である(ルター)」、「靈的な権威」、「固有な威厳である」。言い換えれば、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での「存在的なラチオ性」——すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、聖霊の業としての「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)に基づいて、「われわれを支配し、われわれに指示を与えるものだけが、靈的な父である」。「実際、神ノ御子ノ弟子アルイハ学徒トシテマズキリストノ学舎ニヨク学ンダモノデナケレバ〔イエス・キリスト自身によって、直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」として第二の形態の神の

言葉でなければ]、ダレガ教会ノ良イ教師トナリ得ヨウ。キリストノ權威ノミガ座ヲ占メルベキダカラデアル (カルヴァン)。

さて、「神の言葉」は、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に基づいて、先ず以ては、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である「神の教会に向かって、またこの教会の中にいるこのものおよびあのものに向かってだけ、語られている……」。この教会は、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として（聖書を媒介・反復して）、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」となることによって教会であろうとする教会である（「もろもろの誠命中の誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、教会が教会自身と世に対して語らなければならぬ一切事中の唯一のことである」「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」——すなわち、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法である、純粋な教えとしてのキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えを目指すところの、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」となることによって教会であろうとする教会である）。ただ単なる制度としての、組織としての、建造物としての教会ではないところの、この教会は、完全に開かれているのである。何故ならば、「イエス・キリストにおける『神われらと共に』という言葉、キリスト教使信の中心」は、教会共同性・教団共同性のような「狭い共同体からその事実をまだ知らぬすべての他の人々、広い共同体に向かっての運動において」、その現にあるがままの不信、非キリスト者、非キリスト教、非知、個体的自己としての全人間・全世界・全人類に対して完全に開かれているからである（『カール・バルト教会教義学 和解論 I/1 和解論の対象と問題』）。あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第三の形態の神の言葉である「教会は、聞くこと、そしてその言葉を受け入れ取り上げることによって〔具体的には聖書を自らの思惟と語りにおける原理・基準・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」によって、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環によって〕、はじめて教会となることができる」。この「聞くことと受け入れ取り上げること」は、「同

時代的な共通性であるだけでなく、非同時代的な共通性でもある」——何故ならば、「パウロはその時代の子としてその時代の人々に語った。けれどもこの事実よりはるかに重要な事柄は、いま一つの実事、すなわち彼は神の国の預言者ならびに使徒としてあらゆる時代のあらゆる人々に語っている、ということである。(中略)〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である、「きのうも、きょうも、いつまでも変わることのないイエス・キリスト」において、そのイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である〕聖書の精神は永遠の精神なのである。かつての重大問題は今日もなお重大問題であり、今日の重大問題で単なる偶然や気まぐれでない事柄は、またかつての重大問題と直結している」からである(『ローマ書』)。それぞれの時代、それぞれの世紀、それぞれのその世代においてその聖書を媒介・反復して、すなわちその聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、それに「聞くこと、受け入れること、取り上げること」は、「同時代的な共通性であるだけでなく、非同時代的な共通性でもある」が、そのことは、「教会の告白の中で、具体的となる」、「普遍的な、公共的な性格を得る」。何故ならば、「神の言葉」は、「わたしは信仰のわたしの言葉を……教会に共通に与えられた」あの客観的に存在している「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における「神の言葉を問う問い、共通的な考察に委ねられた問いとしてだけ理解することがゆるされる……」からである、それ故に「神の言葉についての開かれた対話は、ここにおいてのみ可能となる」からである。「わたしは、直接的に神の言葉を聞き、取り上げるわたしの信仰の教会の信仰との共通性」を、あの客観的に存在している「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>信仰告白および教義(Credo)(教会の「間接的な、相対的な、形式的な権威」は、ここにのみ認められる。それ故に、教会の<客観的な>信仰告白および教義Credoは、主観的な「わたしの信仰の告白 credo に優先する」)を媒介・反復することを通して得ることができるのであり、その「信仰の共通性においてだけ」、「神の言葉についての開かれた対話は可能となる」。

「わたしは、わたしが〔神の言葉を〕教会の告白として聞くようになることにおいては〔神の言葉を、ただ単に第三の形態の神の言葉である教会の告白だけで聞くようになることにおいては〕、確かにまた虚言と誤謬の可能性を考慮に入れなければならない……」。しかし、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての「啓示との<間接的同一性>」において現存している聖書を媒介・反復した(聖書

を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした)「教会の〔客観的な〕告白 Credoの中で、告白と共に、同時に神の偽ることのない言葉を聞くことによって」、「わたしは先ず第一に、その〔第三の形態の神の言葉である〕教会の中での〔啓示ないし和解の实在〕そのものとしての第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストの支配を、また教会の中で力強く働く罪の赦しを考慮に入れなければならない」のであり、それ故にその時には、「決して先ず第一に、罪を、教会の中で結び合わされた人間の虚偽と誤謬の可能性を考慮に入れてはならないのである」。言い換えれば、その時には、「先ず第一に、〔それぞれの時代、それぞれの世紀、それぞれのその世代における〕わたしの父および兄弟たちの証言」が、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に連帯し連続したそれとしての可能性において、「敬い、愛することができる」。バルトは、そのことについて、「それ以前に語られた神ご自身の言葉……と自分を関わらせている……時、正しい内容を持っているということであり、われわれ以前の人々によってなされた教義学的作業の成果は、根本的には……真理が来るということのしるしである」と述べている。

われわれは、神の言葉を、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を媒介・反復した(聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とした)「教会の〔客観的な〕告白 Credo」の中で、神の言葉がわれわれに向かって語られるところで……だけ、聞くことができるのである」。したがって、そういう仕方でのみ、「教会の肢である諸会員たち」が、「対話」による相互了解・相互承認へと至るとき、その「個々の者は、その孤立している姿〔個体的自己〕の中で……われわれに対して、教会の中で父および兄弟であることができる〔教会の中で、「キリスト教に固有な」個体的自己としての信仰的成果の世代的総和となることができる〕」。「教会の肢である諸会員たち」の「この対話が怠惰な饒舌でない時」、それ故に「対話が実際に、〔徹頭徹尾あの「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に基づいて〕神の言葉を共通的に聞き、共通的に受け取ることを契機に出来事となって起こる時、その時には」、「その対話は、〔あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、〕共通的な目標をもっている……」、すなわちイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活きた「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」を目指すという共通的な目標を持っている、聖書によって義務づけられている「教会の課題としてある神の言葉〔純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音〕の宣教を目指している」。したがって、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)における第三の形態の神の言葉である「教会の中でなされる対話の意味と意図」は、「教会的な宣教の課題に

ついでに「単なる意見」交換、饒舌、悪しき神学ゼミナール、学問的な対話、宗教的な討論、宗教的な討論クラブには全くないのである」。このことを、バルトは、「これまでのエキュメニカルな教会会議」を例に挙げて、次のように述べている——「これまでのエキュメニカルな教会会議は、また一九三七年夏のそれをも含めて、すべてのプロテスタントの教会の中で普通に見られる牧師会の特有性と、彼らの行動が教會的であるという誠実な言明にもかかわらずまさに、教会の中でなされる対話のこのさしあたっての目標と必然的な結果が、大部分の参与者にとって、それから結局また指導的な機関にとっても、「……明瞭に念頭に置かれていない……という特有性を持っていた〔それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）の問題を明確に提起することができないために、その秩序性を「わがまま勝手に」恣意的独断的に揚棄し越権してしまうという特有性を持っていた〕」、と。したがって、ここにおける「一致は原則的に常にただ暫定的な意味を持つことを主張し得るだけの、人間的な余りに人間的な一致に過ぎないものであった」、もっと言えば党派的多元主義的な一致、党派的共生主義的な一致、外皮的形式主義的な一致に過ぎないものであった。あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）から言って、「預言者と使徒たちは、そのような言い方で語ることはゆるされるし、また語らなければならないのであるが〔すなわち、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命された預言者および使徒たちは、イエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉である、「啓示との＜間接的同一性＞」において客観的に存在しているという言い方で語ることはゆるされるし、また語らなければならないのであるが〕」、その聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準とすべき第三の形態の神の言葉である教会は、「彼らの啓示証言をただ適用し解釈するだけである」から〔自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、それぞれの時代、それぞれの世紀において、ただ適用し解釈するだけである〕から、「教会は、そのように語ることはできないのである〔第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書における預言者および使徒たちのように、間接的にということであれ、啓示と教会を等置し同一視して語ることはできないのである〕」。このような訳で、いかにもバルトが論じていたかのように述べていた東北学院大学の神学者・佐藤司郎の「カール・バルトのエキュメニカルな神学への道」は、誤解であり誤謬であり曲解である。このことについては、(PDF版・その8)「大学神学者・佐藤司郎の『カール・バルトのエキュメニカルな神学への道』論と『カール・バルト自身の概念構成全体』との＜差異性＞」を参照されたし。

「二人あるいは三人」が、「主の名において、換言すれば、実際に神の言葉を共通に聞き、受け取りつつ、集まり」、「激しい論争があった後（使徒行伝一五・七）、使徒た

ちの信仰を合唱の中で告白するところでは」、すなわち神の言葉を、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復して（聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として）共通に聞き、受け取りつつ、集まり、「激しい論争があった後（使徒行伝一五・七）、〔第二の形態の神の言葉である〕使徒たちの信仰を合唱の中で告白するところでは」、「わたしは〔第三の形態の神の言葉である〕教会の肢として」、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書における「使徒たちの言葉を、共通に聞き、受け取るのである」。したがって、その時には、「決定的には、わたしは罪の赦しを信じ……、それ故にまた、〔主観的な〕わたし自身の信仰とその告白〔credo〕に……先行するところの、〔「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における聖書を媒介・反復した〈客観的な〉信仰告白および教義（Credo）としての第三の形態の神の言葉である〕教会をも罪の赦しのもとに見、理解する」のである。「わたしの主に捧げるべき栄誉と愛」は、具体的には、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」、「啓示のしるし」、「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くという点にある。その時、「わたしは神の言葉を教会の中で、……ほかのものたちとの共通性の中で、聞き、受け取り、自分自身信じ、告白していくべき務めについて、真剣に受け取ることができる」。したがって、第三の形態の神の言葉である**教会の宣教、その権威は**、その思惟と語りにおける原理・規準・標準であるところの、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における**起源的な第一の形態の神の言葉から**、具体的には第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「**文書化された**」聖書から、**絶えず繰り返し「根本的に問いに付されている**」。したがって、この「共通的な問いに服するということ」は、「全教会」（すべての成員）の不可避的な事柄としてあるのである。したがって、バルトは、次のように述べている——「あらゆるキリスト者の生が、意識するにせよ、しないにせよ、やはりひとつの証しである限り、教会とその信仰を基礎づけている神の言葉から、提起される真理問題はあらゆるキリスト者に向けられている。この証しにおいてこの真理問題に対する責任を負う限り、いかなるキリスト者も彼自身がまた、神学者として

尊び、愛するのである」。それに対して、「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの」「すべての大学社会」の「教会史」は、すなわち「教会の生の傍観者および観察者〔「中立的な観察者」〕における教会史」は、あのイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）を揚棄し越権して、それぞれの時代、それぞれの世紀、それぞれのその世代における「教会的な信仰告白の形態」、
「教会的な権威の形態における答え、一致、決断の形態」を捨象してしまって、「教会の生の区別を均質化してしまうことになるのである」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である現存する教会に先行し「優先する〔その前の時代、世紀の第三の形態の神の言葉である〕教会の信仰告白」（教会の＜客観的な＞信仰告白および教義 Credo）は、「特定の歴史的な形態を持っている」、その時代、その世紀に固有な時代性を持っている。したがって、「神に似た歴史家」、歴史主義的な「歴史家」も、この事柄に対して、「不信、不快の意を表しながらも、少なくとも事実としては承認しなければならないのである」。

「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身によって、具体的にはそのイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書によって、「限界づけられた間接的な、相対的な、形式的な教会的な権威の形態、教会の信仰告白の形態」は、その第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学が、聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準としたその「決断の形態を通して規定されている」、すなわち聖書を媒介・反復する「決断の形態」が、その＜度合い＞が、その＜水準＞が、「教会的な権威の形態」、「教会の信仰告白の形態」、教会の＜客観的な＞信仰告白および教義 Credo の形態を「形成し、規定し、条件づけている」。

「教会的な権威は霊的な権威である」。このことは、「明確に確定された教会法」も、「明瞭に確証された歴史学」も、「教会的権威の一覧表を造って固定させた神学」も、「教会的な権威」、「教会的な信仰告白」の「決断」の「規準」・「法廷」とはなり得ないということを意味している。すなわち、第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学の思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準・基準は、イエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している「聖書と、すなわち神の言葉〔起源的な第一の形態の神の言葉〕である」ということを意味している。したがって、第三の形態の神の言葉である教会は、教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学の思惟と語りと行動における原理としての、「法廷としての、規準としての聖書の性格、聖書の自由な力を剥奪し、相対化してはならないのである」、そのような事態は、「起こってはならないことである」。したがって、バルトは、「厳格に、神学的には、次の

ような二つの課題がある」と述べている——第一に、第三の形態の神の言葉である「教会があり、生きる場所ではどこでも」、その教会は、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準として、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求め、尋ね求め続けていくというところに「教会的権威があり、教会的権威がなければならない……」、第二に、そのような「教会的権威は、それが特定の歴史的な形態を取って既に存在するという前提の下で」、すなわち「キリスト教に固有な」類と歴史性として存在しているという下で、「そのように存在するものとして尊重されなければならない……」。

バルトは、第三の形態の神の言葉である教会は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準としている限り、「今日、ここでの教会とあの時、あそこでの教会の間に、〔第二の形態の神の言葉である〕聖書正典に関して、信仰告白の一致が成り立っているということ……を前提とする」と述べている。第三の形態の神の言葉である教会が、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続して、「教会に宣教を義務づけている」第二の形態の神の言葉である「聖書正典を確立させることこそ」が、「教会的な信仰告白の基本的な行為であり、それと共にまた教会的な権威の基本的な樹立を意味する」。「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）から言って、第三の形態の神の言葉である「教会全体がなすすべての宣教、教え、決断の行為に対して、原理的に優先するイエス・キリストにあっての神の啓示〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕についての預言者の——使徒的証言が存在するということ〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書が存在するということ、すなわちイエス・キリスト自身によって直接的に唯一回の特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」が存在するということ〕——このことは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、イエス・キリストにおける「啓示そのものの中で、啓示そのものと共に、現実のこととして措定されている」。「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書は、「このぬきん

出た姿の中で把握され、理解され、そのようにして」、第三の形態の神の言葉である「教会の〔教会の宣教の思惟と語りにおける〕**神**的——**人間的な基礎および法則**〔原理・規準・標準〕となることを待っている」、第三の形態の神の言葉である**教会**がそのように「**決断**することを待っている」。このような訳で、神のその都度の自由な恵みの**神**的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて「ただそのことが信じられ、認識され、告白されることによってだけ、それは、われわれにとってぬきんでているのである」。その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>」において客観的に存在している「**聖書正典**」は、「**神**から、それ自身において**神**的な**権威**を持っている」、すなわち「**イエス・キリスト**との出会いの**直接性**における**直接的、絶対的、内容的な権威と自由**を持っている」。「そのようなものとしてそれが表示されるということ、またそのようなものとして**教会**がそれによって**制限され限界づけられる**ということ」——このことは、第三の形態の神の言葉である「**教会の行為、教会の信仰、認識、告白の行為としてある**」。したがって、第三の形態の神の言葉である全く**人間的な教会**は、「**直接的な、絶対的な、内容的な権威を、自分自身が持っているとは主張せず**」、「**直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性**」——すなわち「**権威**」と「**直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性**」——すなわち「**自由**」とによって賦与され**装備**された「**権威と自由を持っている聖書の権威と自由**に**基礎づけられている**」、それ故のその「**聖書の権威と自由によって限界づけられた**」**人間的な「間接的・相対的・形式的な権威と自由**を持っていると主張する」。このように、第三の形態の神の言葉である全く**人間的な教会**においては、「**神の言葉の三形態**」の**関係と構造（秩序性）**に基づいて、「**聖書正典に関するまことの認識まことの告白が、……考慮に入れられるのである**」。

そのような訳で、「**われわれ自身、正しい仕方で語る**ことができるためには、……**先ず第一に**」、それ自身が**聖霊の業**であり**啓示の主観的可能性**として客観的に存在している「**啓示ないし和解の实在**」そのものとしての**第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態**」（換言すれば、**聖霊の業**である「**啓示**されてあること」、「**キリスト教に固有な**」類と**歴史性**）の**関係と構造（秩序性）**におけるその最初の直接的な第一の「**啓示ないし和解**」の「**概念の实在**」としての**第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕**」において現存している**聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・標準としたところ**の、**第三の形態の神の言葉である「教会の語る**こと〔それぞれの時代、それぞれの世紀、それぞれのその世代にける**教会の<客観的な>信仰告白および教義Credo**〕を……**聞いていなければならない**」、それ故に今ここに現存するそのような仕方における**第三の形態の神の言葉（聖書を媒介・反復した「キリスト教に固有な」教会の<客観的な>信仰告白および教義Credo）**である「**教会の中**にいるほかの者たち、〔その先行する世代に**連帯し連続する世代的に**〕**年上の者たちの語る**ことを、聞いていなければならない

ない」。このように、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、第三の形態の神の言葉である**教会は**、決して神的な権威を持っているのではないから、「決して**神的な権威を持ってではなく**」、「**限界づけられた人間的な権威**〔人間的な教育的権威〕を持って」、「これらの文書は聖書正典に属しており、あれらの文書は聖書正典に属していないという**信仰告白をなしたのである**」。また、その「聖書正典の確定作業過程に関して教会が、この奉仕を果たしつつわれわれに語ること」は、「聖書正典についての教会の指し示し、決断におけるそれ」は、「さらにより良い教示が与えられるまでの限界づけられた標準的なものとしての人間的な権威としての権威をもっているのである」。したがって、われわれは、「さらにより良い正典に関する教示が与えられるまでは、付加も削除もすることなしに」、現存する「文書の収集として現存する聖書正典に、〔キリストにあっての〕神の啓示についての証言を尋ね求めなければならないのである」。われわれは、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉——すなわち、神のその都度の自由な恵みの神の決断による客観的な「**存在的な必然性**」（客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」）と主観的な「**認識的な必然性**」（その客観的な「啓示の出来事」の中で主観的側面としてのキリストの霊である「**聖霊の注ぎ**」による「**信仰の出来事**」を前提条件とした主観的な「**認識的なラチオ性**」（徹頭徹尾聖霊と同一ではないが、聖霊によって更新された人間の理性性）を包括した客観的な「**存在的なラチオ性**」としての三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の**実在の出来事**であり、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「**啓示ないし和解の実在**」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「**神の言葉の三形態**」（換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に連帯し連続することによって見出すだけなのである。このような訳で、「**聖書聖典**」は、**先ず以て「教会的な聖典として存在している**」。「まことの正典を問う問いが教会の正典の現実存在を通して原則的に排除されておらず、その問いが、また教会の正典と直面しても事実、個々のものによって、当然な権利をもって問われることができるとしても、またその問いが、個々のものにとって未決な問いであるということが実際はむしろ通則であるとしても、それらすべてのことをもってしては、この教会の正典の現実性と妥当性に関して何ら事情がかわるわけではない」。したがって、**第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会にとって**、「**聖書の権威と自由に基礎づけられ**」、「**限界づけられた**」人間的な「**間接的な、相対的な、形式的な権威**」としての「**教会の権威**」と「**正典性を真剣に受けとるべき必然性**」は、「**そのまま残るのである**」。したがってまた、「さらにより良い将来の教示」も、「単なる個人による〔主観的な〕私的な見解としてではな

く)、あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復したところの、第三の形態の神の言葉である「教会的な〔客観的な〕正当性」としての水準をもった「教会の教示」として成立して来るのである。したがって、その時、「彼らは、神の言葉としての聖書の聖霊を、この、彼らの意図の必然性を証しする証人として引き合いに出し、この聖霊がまた自余の教会に対しても、それと同様の意味で自分の証言を与えるであろうことを期待していなければならない」。したがってまた、そうでない時には、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における「キリスト教に固有な」類と歴史性として成立している教会の〈客観的な〉信仰告白および教義（Credo）としての「古い信仰告白に対する反抗としての新しい信仰告白」は、「どれほど注目に値するとしても、騒音的な意味しか持ち得ないのである」、ちょうど近代主義的プロテスタント主義的な信仰・神学・教会の宣教において「キリストの永遠のまことの神性の告白を信用しない」時、和解に関して言えば、「赦す神が人間に内在しなければならないことになり、その認識自体が思弁でしかない」ように、またイエス・キリストは、「ただの人」、「下からの半神」、「超人」、「人間の最深の本質」、「最高の理想」という「空虚な概念でしかなくなってしまう」ように。したがってまた、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復したところの、第三の形態の神の言葉である教会は、「研究と教えの中で、説教と教育の中で、……これまでの信仰告白を念頭において自己吟味するよう……要求してよいし、要求しなければならないのである」。「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、「これまでに〔聖書を媒介・反復した第三の形態の神の言葉である〕**教会が定めた正典の方が**〔すなわち、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」として客観的に存在している聖書、その最初の直接的な第一の、イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別の召され任命された預言者および使徒たちのその人間性と共に神性を賦与され装備された「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」、「啓示ないし和解」の「概念の実在」、「啓示のしるし」の方が〕、**先ず最初に注意に注意が払われ、先ず最初にその内容が問われ、先ず最初にその可能性の中で汲みつくされなければならないという〈優位性〉を持ち続ける**。「聖書が教会を支配するのであって、教会が聖書を支配してはならないのである」（『啓示・教会・神学』）。

さて、ローマ・カトリック教会は、トリエント公会議（「一五四六年、第四総会」）において、「ヘブル語およびギリシャ語の原文テキストの標準となる形態を念頭に置いてではなく」、「ラテン語の標準的な翻訳に関して、肯定し」、権威主義的教権主義的に、「何世紀ニモワタリ教会ニオイテ使用サレ承認サレテキタ古イウルガタ版をあげ、それを念頭において……コノ版ヲ拒否シヨウトシタリ、マタハ拒否シタリシテハナラナイコト……を要求した」。しかし、**第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会**

は、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）から言っても、「聖書の権威と自由」から言っても、教会が終末論的限界の下でのその途上を生きるということから言っても、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している「聖書の唯一の、まことのテキスト、正典の一種の決定版〔最後版〕を造ることはできない」のである。何故ならば、そのことは、それ自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の自由に属しているからである」、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動に属しているからである、具体的にはそのことは、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において客観的に存在している「聖書の人間的な、しかしまた神的な権威を授与された預言者および使徒たちの本質と性格に属している」からである。このような訳で、「聖書の唯一の、まことのテキストは何か……という問い」は、「原文のテキストに関するものであれ、その翻訳に関するものであれ、一義的に、排他的に、歴史的――言語的な問いであるということとはできない……」。「翻訳に関しては、その個人が責任を引き受けなければならないところの解釈である」。しかし、「ルターの翻訳がそうであったように、暗黙の了承のうちにある種の重要性をもつようになり、その翻訳に教会的な決断と宣言」という組織性の後光がかぶせられて、「流通していくことは当を得たことではない」。このような訳で、「人はむしろ翻訳に関しては、ただ（言葉に通曉していない者たちがそれらの翻訳を互いに比較したり、補充し合ったりして、翻訳の課題に参加することができるためにも）、できるだけ多くの翻訳が教会で起こってき、広まって行くことを望むことができる」。このことは、重要なことである。何故ならば、『キリスト者の自由』からして、自然神学と〈非〉自然神学との混在の中で思惟し語り生きたルターが、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリスト〈の〉信仰」の属格を、「神人協力説」的に「イエス・キリスト〈を〉信ずる信仰」と目的格的属格として理解したことに対して、「教義学的な合理主義を明確に否定」し、「聖書の主題であり、哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉を徹頭徹尾堅持し、キリストにあつての特別啓示、啓示の真理、「恵ミノ類比」（啓示の類比・信仰の類比・関係の類比）、啓示神学の立場において自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教を包括し止揚して〈非〉自然神学の段階へと移行したバルトは、徹頭徹尾神の側の真実としてのみあるそれとして、「イエス・キリスト〈が〉信ずる信仰」と主格的属格として理解したからである。この主格的属格として理解された「イエス・キリスト〈が〉信ずる信仰」は、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、それ故に「成就と執行」、「永遠の実在」としてある、「イエス・キリスト〈が〉信ずる信仰」による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、すなわち「神の義、神の子の義、神自身の義」そのもの、それ故に成就・完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（この包括的な救済概念は、平和の概念と同じである）そのもののことである。そして、この「救

済を信仰の中で持つことは、約束として持つことである」。「われわれはわれわれの未来の存在を信じる。われわれは死の谷のさ中であって、永遠の生命を信じる。この未来性の中で、われわれは永遠の生命を持ち所有する。この信仰の確実性は、希望の確実性である。新約聖書によれば、神の恵みの賜物である聖霊を受け、満たされた人は〔すなわち、客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」と、その「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」により「信仰の出来事」に基づいて信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的な主観に実現された恵みの出来事を与えられた人は〕、召されていること、和解されていること、義とされ、聖とされ、救われていることについて語る時、＜すでに＞と＜いまだ＞において終末論的に語る」。ここで、「終末論的とは、われわれの経験と感性にとっての＜いまだ＞であり〔われわれ人間の感覚と知識を内容とした経験的普遍にとっての＜いまだ＞であり〕」、徹頭徹尾神の側の真実としてある「成就と執行、永遠的実在として＜すでに＞ということである」。このバルトの思惟と語りには、自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教の痕跡は全くない。何故ならば、キリスト教信仰・神学・教会の宣教における思想の問題は、最後的には、自らの立場において、自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教を、根本的包括的に原理的に包括し止揚し克服して行くという点にあるからである。したがって、バルトは、最後の宗教改革者なのである。このことについては、(PDF・その9)「ルターの『律法と福音』理解に対する根本的包括的な原理的な差異としてのバルトの『福音と律法』」を参照されたし。

もともと神と人間の混淆・混合・協働や「神人協力説」や人間学と神学との混合神学等の自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教は成立することができないということについて、バルトは、例えば次のような言葉で述べている——(ア)「神に敵対し神に服従しないわれわれ人間は、肉であって、それゆえ神ではなく、そのままでは神に接するための器官や能力をもっていない」、「神は、神なき者がその状態から立ち返って生きるために、ただそのためにのみ彼の死を欲し給うのである……しかし誰がこのような答えを聞くであろうか。……承認するであろうか。……誰がこのような答えに屈服するであろうか。われわれのうち誰一人として、そのようなことはしない！ 神の恩寵は、ここですでに、恩寵に対するわれわれの憎悪に出会う」・われわれの「神の恩寵への嫌悪と回避に出会う」(『福音と律法』)、「生来人間は、神の恵みに敵対し、神の恵みによって生きようとしない」(『カール・バルト著作集3』「神の恵みの選び」)、「『もちろん福音をわたしは聞く、だがわたくしには信仰が欠けている』その通り——一体信仰が欠けていない人があるであろうか。一体誰が信じることができるであろうか。自分は信仰を『持っている』、自分には信仰は欠けていない。自分は信じるのが『できる』と主張しようとするなら、その人が信じていないことは確かであろう。(中略) 信じる者は、自分が——つまり〔生来的な自然的な〕『自分の理性

や力〔知力、感性力、悟性力、意志力、想像力、自然を内面の原理とした禪的修行力等〕によっては』——全く信じることができないことを知っており、それを告白する。聖霊によって召され、光を受け、それゆえ自分で自分を理解せず（中略）頭をもたげて来る不信仰に直面しつつ（中略）『わたくしは信じる』とかれが言うのは、〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいたところの、〕『主よ、わたくしの不信仰をお助け下さい』という願いの中でのみ〔マルコ九・二四〕、その願いと共にのみであろう」（『福音主義神学入門』）。（イ）『私がいま肉にあって生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子の信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、＜私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく、神の子が信じ給うことに由って〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある**主格的属格**として理解された「イエス・キリストが信ずる信仰」によって〕生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいない。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである」・「人間の人間的存在がわれわれの人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ない……、しかしそれと同時に、人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何ものも眼前にみないということ——これが神の恩寵である」（『福音と律法』）。